

南山大学同窓会給付奨学金規程

(名称)

第1条 この規程は、南山大学同窓会給付奨学金規程と称する。

(目的)

第2条 この規程は、第6条に定める学生の奨学を目的とする。

(奨学金委員会)

第3条 南山大学同窓会奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、同窓会会長、担当常理事、理事3名をもって構成し、委員長には同窓会会長があたる。委員長は会議を招集し、これを主宰する。

(給付金額)

第4条 奨学金は、第1種給付奨学金および第2種給付奨学金とし、その給付額は別表のとおりとする。

(奨学生および採用人数)

第5条 この規程により、奨学金の給付を受ける奨学生を、南山大学同窓会第1種給付奨学生および南山大学同窓会第2種給付奨学生という。

② 南山大学同窓会第1種給付奨学生の採用人数は、毎年2名とする。

③ 南山大学同窓会第2種給付奨学生の採用人数は、毎年6名とする。

④ 奨学生の採用人数は、前2項の定めにかかわらず、前2項に基づき算出されることとなる給付総額を超えない限りにおいて、変更することができる。

(奨学生の資格)

第6条 奨学金は、次の各号の条件を備えた学生に給付する。

- 1 採用時において、本学の学部学生であり、当該年度に卒業が見込まれる者であること。
- 2 経済的困窮度が高く、修学困難であること。
- 3 学業成績が一定の基準を満たすこと。
- 4 品行方正であること。
- 5 同窓会活動への意欲を有すること。
- 6 所定の期限内に出願したこと。

(出願資格)

第7条 奨学金の出願資格は、次の各号のとおりとする。

- 1 出願時において、本学の学部学生であり、当該年度に卒業が見込まれる者であること。
 - 2 収入金額が別に定める基準に該当するもの。
 - 3 出願年度において、懲戒処分を受けていないこと。
 - 4 過去にこの奨学金の奨学生に採用された者でないこと。
- ② 出願しようとする者は、所定の家族状況を記載した奨学金願書に別に定める書類を添付し、南山大学を通じて、同窓会会長あてに提出するものとする。

(出願時期)

第8条 奨学金の出願は、卒業が見込まれる年度の春学期に行わなければならない。

(奨学生の選考)

第9条 奨学生は、南山大学長の推薦に基づき、第6条により委員会がこれを選考する。

(他の奨学金等との併給)

第10条 この奨学金は、南山大学給付奨学金、南山大学創立50周年記念奨学金、南山大学一般入試成績優秀者給付奨学金と併給することができない。

② 南山大学学生納入金減免規程に基づき、授業料または施設設備費の減免を受けている者、およびその他の措置に基づき、授業料または施設設備費の減免を受けている者は、この奨学金を受給することができない。

(奨学生の資格喪失)

第11条 委員会が、次の各号の一に該当し、奨学生として不適格と認めるときは、奨学生の資格を失うものとする。

- 1 南山大学学則による停学、退学の処罰を受けたとき。
- 2 学業成績不良、または素行が好ましくないと認められたとき。
- 3 虚偽の申立て、または記載により、不正の給付を受けたと認められたとき。
- 4 その他、奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生が、その年度の中で前条の理由により、奨学生としての資格を喪失したときは、奨学金を1年以内に返還しなければならない。

(事務局)

第13条 給付事務等は、同窓会事務局で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない、南山大学同窓会奨学金規程による奨学生の募集は平成12年4月1日から行わない。
- 3 南山大学同窓会奨学金規程は、平成11年度以前の奨学生が返還を完了した時点をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2014年4月1日から施行する。

別 表

第1種給付奨学金	1,000,000円
第2種給付奨学金	500,000円